

「飛鳥・藤原の宮都」映像作成業務 募集要項

1. 適用範囲

本要項は、「飛鳥・藤原の宮都」映像作成業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

「飛鳥・藤原の宮都」映像作成業務

(2) 目的

本業務は、「飛鳥・藤原の宮都」の普及啓発動画および県立万葉文化館内世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」ガイドンスコーナー（以下、「万葉文化館ガイドンスコーナー」という。）ガイド動画を制作することにより、世界遺産登録を契機とした「飛鳥・藤原の宮都」の価値・魅力の発信及び同資産への来訪及び周遊を促進することを目的とする。

(3) 委託内容

本業務の概要は次のとおりである。

- ① 世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値説明映像の作成
- ② 万葉文化館ガイドンスコーナーの紹介映像の作成

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金 8,462,960円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 物品購入等の競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q 3 映画制作」に登録があるものであること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
- (4) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (5) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10) 及び (11) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 過去 10 年以内（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、国（独立行政法人を含む）または地方公共団体から、世界遺産にかかる映像作成を含む業務を受注し、完了した実績を有すること。

4. 日程

令和 8 年 10 月 23 日（金）	公告
令和 8 年 10 月 30 日（金）	質問票締切
令和 8 年 11 月 13 日（金）	企画提案参加表明書提出締切
令和 8 年 11 月 26 日（木）	企画提案書等提出締切
令和 8 年 12 月 3 日（木）	選定審査会開催（プレゼンテーション実施）
令和 8 年 12 月 7 日（月）	委託事業者決定（予定）

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県地域創造部 世界遺産室 魅力発信係

TEL : 0742-27-8973

電子メールアドレス : sekaiisan@office.pref.nara.lg.jp

(2) 質問の受付

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

○受付期間 令和8年10月30日(金) 17時00分まで

○受付方法 電子メールに限る。

質問票(様式1)に質問事項を記載のうえ送信。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 インターネットの奈良県ホームページ「観光・文化に関する入札等」に掲載する。

<https://www.pref.nara.lg.jp/shigoto/nyuusatsu/oshirase/kankou/index.html>

(掲載予定日 令和8年11月9日(月))

(3) 企画提案参加表明書(様式2)及び同種業務受注実績(様式3)の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合には、必ず参加表明書及び同種業務受注実績を締切までに1部提出すること。

○提出期限 令和8年11月13日(金) 17時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡

(4) 企画提案書等の提出

○提出期限 令和8年11月26日(木) 17時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 企画提案書:持参または郵送(郵送は配達したことが証明されるものに限る)

なお、映像提案の提出にあたっては、アップロード用のURLを担当部局より発行するため、5.(1)に記載のメールアドレス宛にURL発効依頼のメールを送付すること。

メールタイトルは「飛鳥・藤原の宮都」映像作成業務 企画提案映像アップロード用URL発行依頼」とし、会社名、担当者名およびURL送付先メールアドレスを記入の上送付すること。

○提出書類 次のア～オのとおり

提出書類	形式	提出部数	様式
ア 企画提案書表紙	A4	原本1部	様式4
イ 事業者概要書	A4	原本1部、コピー5部	様式5
ウ 委託業務実施体制	A4	原本1部、コピー5部	様式6
エ 企画提案書	A4又はA3	原本1部、コピー5部	任意
オ 企画提案映像	.mp4	1式	アップロード用URL
カ 本業務の受託見積書	A4	原本1部、コピー5部	任意
エ 企画提案書 次の事項について提案し記載すること。(6(1)「企画提案書等の評価」を参考とすること。)			

- a 業務実施方針
 - ・企画のポイントを記載すること。
- b 業務実施スケジュール
 - ・具体的な業務完了までのスケジュール及び業務内容を記載すること。
- c 世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値説明映像について
 - ・「飛鳥・藤原の宮都」に関する基本的理解に基づき、世界遺産としての価値を正確に伝えられる構成、映像表現手法を提案すること。
 - ・仕様書に記載の多言語訳について、世界遺産としての価値を適切に伝えられるように台本・テロップ等を確認できる体制を提示すること。
 - ・高解像度（4K）およびドローン撮影への対応について、具体的な実施体制や実績を提示すること。
- d 万葉文化館ガイドスコーナークの紹介映像について
 - ・万葉文化館に関する基本的理解に基づき、同館及び同館ガイドスコーナークへの関心・来訪意欲を喚起する構成、映像表現手法を提案すること。
- e 業務実績
 - ・業務実施体制表を作成すること。

過去10年以内（平成28年4月1日から令和8年3月31日まで）に、国（独立行政法人を含む）または地方公共団体から、世界遺産にかかる映像作成を含む業務を受注し、完了した実績を有すること。

※提案書は本事業の目的を理解した上で記載すること。

オ 企画提案映像

仕様書「5. 業務内容」内「（1）世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値説明映像」に係る提案のイメージが分かる30秒程度の映像を作成し、提出すること。

提出は5.（4）○提出方法に基づいて行うものとし、容量は500MB程度とすること。

なお、ナレーション・BGM・テロップ等の挿入は任意とする。

カ 本業務の受託見積書

宛先は「奈良県知事 山下 真」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

○企画提案書等作成上の留意事項

- （ア） 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- （イ） 用紙は日本産業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。
- （ウ） 原本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。
- （エ） 企画提案書が本募集要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

○その他

1事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

(5) 辞退届の提出

企画提案参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当部局へ電話連絡のうえ、令和8年11月27日（金）17時までに辞退届（任意様式）を持参または郵送により提出すること。

6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、「飛鳥・藤原の宮都」映像作成業務委託事業者選定審査会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は選定しない。提案者が2者に満たない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再度前条に規定する事項について提示するものとする。ただし、やむを得ないと判断されるとき、かつ、当該事業者が参加資格要件を満たしていれば審査を継続することとする。

- 1) 本委託業務の実施目的・条件・内容の理解度が高い提案であるか。（10点）
 - 2-1) 世界遺産「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値を理解しており、当該価値、構成資産等が適切に整理された提案であるか。（10点）
 - 2-2) 日本語、英語、フランス語、韓国語、中国語の5言語に対応するための、ネイティブまたは同等の能力を有する者による確認体制が整理された提案であるか。（10点）
 - 3-1) 万葉文化館の特質を理解したうえで、万葉文化館ガイダンスコーナーの展示内容を的確に伝える提案であるか。（10点）
 - 3-2) 限られた時間の中でガイダンスコーナーの展示概要を正確かつ魅力的に表現し、同館及び同コーナーへ効果的に誘導する内容の企画提案であるか。（10点）
 - 4-1) 企画提案映像について、「飛鳥・藤原の宮都」の顕著な普遍的価値を、映像表現を通じて的確に伝える提案となっているか。（10点）
 - 4-2) 企画提案映像について、演出、図解等の表現に工夫があり、視聴者の理解や関心を深めることが期待できる提案となっているか。（10点）
 - 5-1) 発注者からの指示について適切に対応可能な業務実施体制となっているか。（10点）
 - 5-2) 業務内容に応じた合理的なスケジュールとなっているか。（5点）
 - 5-3) 事業者が豊富な履行実績を有しているか（5点）
 - 6) 提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか。（10点）
- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、インターネットの奈良県ホームページ「観光・文化に関する入札等」に掲載する（<https://www.pref.nara.lg.jp/shigoto/nyuusatsu/oshirase/kankou/index.html>）。企画提案書を提出した事業者へは、書面にて通知する。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和8年12月3日（木）に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

- ① 上記6.（1）により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、以下の場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

- ア) 協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合
- イ) 最優秀提案が取消しとなった場合
- ウ) 企画提案書提出時点で申請中としていた奈良県競争入札参加資格者名簿への登録が完了しなかった場合
- ②企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接 的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

- ① 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ② 採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (4) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (5) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (6) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。